



子どもが就職した!

(被扶養者の削除)



下記のような場合は被扶養者ではなくなりますので、異動届を提出してください。

就職したとき・他の健保組合に加入したとき

- 被扶養者が就職して就職先の健康保険の被保険者になった。
- 被扶養者がパート先で被保険者になった。

収入が増えたとき

- 被扶養者の年間収入が**130万円(60歳以上または障害がある場合は180万円)以上**見込まれる、または被保険者の収入の1/2以上になった(同一世帯の場合)。

※19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者は除く)の場合は、「年間収入130年間未満」が「年間収入150万円未満」となります。なお、「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

雇用保険のいわゆる失業給付金をを受給したとき

- 被扶養者が基本手当日額**3,612円(60歳以上または障害がある場合は5,000円)以上**の雇用保険のいわゆる失業給付金を受給することになった。

75歳になったとき

- 被扶養者が**75歳**※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

※65〜74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様。

別居したとき

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族が、被保険者と別居した。

国内居住要件を満たさなくなったとき

- 海外に住むことになった。

※ただし、留学する学生、海外赴任に同行する家族、ワーキングホリデーなど、一時的に海外に渡航している場合は、被扶養者として認められる。

「年収の壁」への対応

健保組合の被扶養者がパートなどで働くとき、収入要件を超えると社会保険料を負担することになるため、就業調整をしている方がいます。いわゆる「年収の壁」を意識せずに働けるようにするため、次のような施策が実施されています。

詳しくは、厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」をご参照ください。



「130万円の壁」への対応

収入が一時的に上がっても、事業主の証明により一時的な収入の変動と認められると、引き続き被扶養者として認定できます

自営業者は前年分の収入を基に判断いたします

令和7年分の「確定申告書」および「青色申告書」にて被扶養者要件を超える収入がある場合は、扶養削除の届が必要です。

※自営業者の収入は総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額を収入として取り扱います。

※被扶養者資格確認調査の際に「確定申告書」および「青色申告書」(必要に応じ「直接的必要経費申告書」)をご提出いただきますのでご了承ください。

直接的必要経費とは?
「直接的必要経費申告書」

